○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前					
別表 2 (第 3 条関係) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項					別表 2 (第 3 条関係) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項					
無線局 の目的	免許の主体及び開設の理由 通信事項				無線局 の目的	免許	の主体及び開設の理由	通信事項		
	1 ~ 88	[略]				1 ~ 88	[略]			
アマチ ュア業 務用	89	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究 その他令和●年総務省告示第●号に定め る業務に必要な通信(アマチュア人工衛 星の追跡管制を行う通信を除く。)を行うために開設するものであること。	アマチュア 業務に関す る事項		アマチ ュア業 務用	89	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究に必要な通信(アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信を除く。)を行うために開設するものであること。	アマチュア 業務に関す る事項		
	90	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究 その他令和●年総務省告示第●号に定め る業務に必要な通信(アマチュア人工衛 星の追跡管制を行う通信に限る。)を行うために開設するものであること。	アマチュア 業務(人工 衛星追跡管 制)に関す る事項			90	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究に必要な通信(アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信に限る。)を行うために開設するものであること。	アマチュア 業務 (人工 衛星追跡管 制) に関す る事項		

	91	[略]	
	92		
簡易無 線業務 用	93	簡易な事務又は個人的な用務を行う者が 、当該簡易な業務又は個人的な用務に必 要な通信を行うために開設するものであ ること。	簡易な事項
	94	[略]	
	\sim		
	14		
	6		

	91 • 92	[略]	
簡易無 線業務 用	93	簡易な事務又は個人的な用務を行う者が 、当該簡易な業務又は個人的な用務に必 要な通信を行うために開設するものであ ること。	簡易な事項
	94	[略]	
	\sim		
	14		
	6		

附則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。